

第2節 地域経済産業グループ	201
1. 2015年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）	201
1. 1. 地域経済産業調査	201
1. 2. 工場立地動向調査	202
1. 3. 2015年度における地域経済産業施策の概要	202
2. 主な地域経済産業施策	203
2. 1. 産業集積の形成促進	203
2. 2. 地域資源を活用した地域活性化	206
2. 3. 福島・被災地の復興	206
2. 4. 地方産業競争力協議会	207
2. 5. 地域経済分析システム（RESAS）	208

第2節 地域経済産業グループ

1. 2015年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）

地域経済は、ローカルアベノミクスの進展により、全体としてみれば緩やかに改善しているが、人口減少・少子高齢化等や、経済のグローバル化等の構造的な課題は依然として存在し、2008年のリーマンショックや、2011年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による大きな打撃からの回復を進める必要がある。このような厳しい経済情勢の中で、地域内での内発型産業振興や企業の国内立地を促進するための環境整備による産業集積の促進、農林漁業の成長産業化促進や地域資源の活用支援など、2015年度においても地域の実態に応じた各種の施策を実施した。

また、2015年度はまち・ひと・しごと創生基本方針が閣議決定され、まち・ひと・しごと創生本部と連携しつつ、地方創生に関して「しごとの創生」による新たな雇用の創出を目指し、地域産業の活性化に取り組んだ。具体的には、地域資源を活かしたマーケティング・ブランディング・販路開拓への支援、地域経済を牽引する中核企業支援等に取り組み、域外からも需要・投資を呼び込むことができる産業の育成を進めた。

1. 1. 地域経済産業調査

(1) 概要

各地方経済産業局（電力・ガス事業北陸支局、沖縄経済産業部を含む）が地域の経済動向を把握するために管内の企業等に対してヒアリングを実施し、2015年度は計4度「地域経済産業調査」の結果を公表した。

定型的調査項目は、業況、生産動向、設備投資、雇用情勢、個人消費など多岐にわたる切り口で設問を設定し、また、調査ごとにその時々の政策課題に対応した調査項目を追加して設定し、多面的な分析を行った。

(ア)2015年4月-6月期

公表日：2015年7月22日

調査対象事業者数：818

<全体の業況>

・生産や消費では、軽自動車税引上げの影響がみられた。家電販売では、消費税引上げに伴う駆け込み需要から持ち直しがみられた。各地域の景況判断は、北海道、東海、近

畿で上方修正した。その他の地域での変更はなかった。

・全国的には、「一部に弱い動きがみられるが、緩やかに改善している」とし、前回の調査結果から横ばいとなった。

(イ)2015年7月-9月期

公表日：2015年10月21日

調査対象事業者数：815

<全体の業況>

・自動車販売では、引き続き軽自動車税引上げの影響がみられた。家電販売では、エアコンなどの季節家電を中心に好調であった。各地域の景況判断は、北海道で上方修正した。東北、関東、東海、北陸、中国、九州、沖縄の6地域で変更はなく、その他の2地域で下方修正した。

・全国的には、「一部に弱い動きがみられるが、緩やかに改善している」とし、前回の調査結果から横ばいとなった。

(ウ)2015年10月-12月期

公表日：2016年1月22日

調査対象事業者数：809

<全体の業況>

・自動車販売では、引き続き軽自動車税引上げの影響がみられた。衣料品は暖冬の影響により振るわなかった。各地域の景況判断は、近畿、九州、沖縄で上方修正した。東北、関東、東海、中国、四国の5地域で変更はなく、その他の2地域で下方修正した。

・全国的には、「一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに改善している」とし、前回の調査結果から横ばいとなった。

(エ)2016年1月-3月期

公表日：2016年4月20日

調査対象事業者数：810

<全体の業況>

・自動車販売では、引き続き軽自動車税引上げの影響がみられた。自動車関連生産では、鉄鋼メーカーで発生した事故に伴う工場操業停止の影響がみられた。各地域の景況判断は、北海道で上方修正した。東北、関東、東海、近畿、中国、四国、沖縄の7地域で変更はなく、その他の2地域で下方修正した。

・全国的には、「一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに改善している」とし、前回の調査結果から横ばいとなった。

1. 2. 工場立地動向調査

(1) 経緯・概要

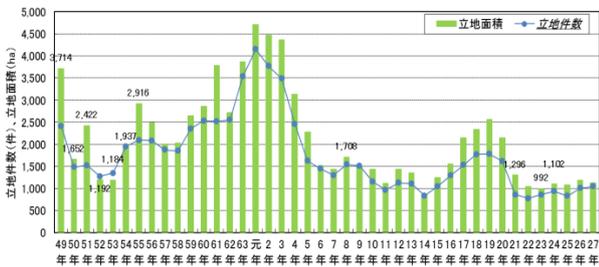
工場立地動向調査は、「工場立地法」第2条に基づき、1967年から実施されており、全国の製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的を持って取得（借地を含む）された1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を対象としている。また、1985年からは研究所（民間研究機関で、主として前記4業種に係る分野の研究を行うものに限る。）の用地も併せて調査している。

(2) 2015年工場立地動向調査の概要（速報）

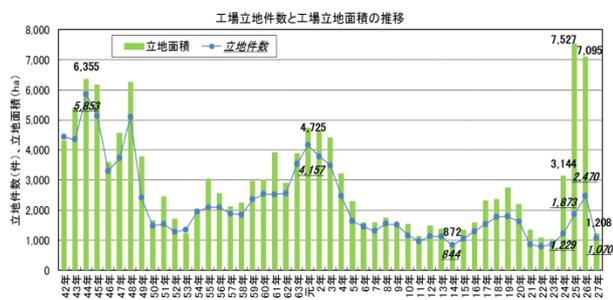
(ア) 全国の工場立地の概況

2015年の全国の工場立地件数は1,045件、工場立地面積は1,122haで、工場立地件数については、2013年を境に2年連続の増加となった。

なお、電気業を含む工場立地件数は1,070件、工場立地面積は1,208haであった。



図：全国の工場立地の推移（電気業を除く）

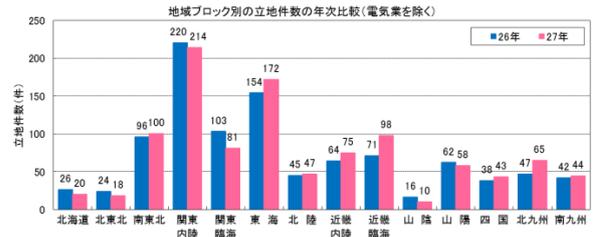


図：全国の工場立地の推移

(イ) 地域別の工場立地の概況

2015年の立地件数の多かった地域は、上位から順に関

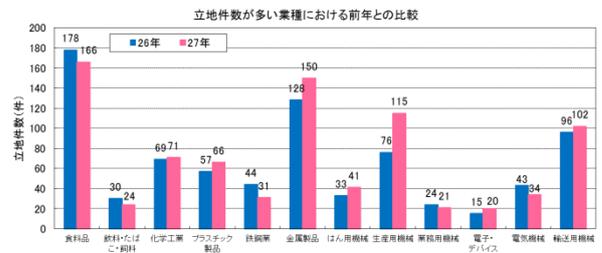
東内陸（214件）、東海（172件）、南東北（100件）であった。



図：地域別工場立地件数の年次比較

(ウ) 業種別の工場立地の概況

製造業の工場立地件数を見ると、立地件数の多かった業種は、多い順に食品製造業（166件）、金属製品製造業（150件）、生産用機械製造業（115件）、輸送用機械製造業（102件）の順となった。



図：主要業種の立地件数の前年との比較

1. 3. 2015年度における地域経済産業施策の概要

(1) 地域経済全体の引上げを図るため、有望な中核企業候補や優れた技術力等をもつ企業を発掘するとともに、中核企業候補を中心としたプロジェクトを組成し、販路開拓まで集中的に一貫支援した。また、地域戦略分野における中核企業候補を育成するために、戦略分野ごとに複数名の戦略分野コーディネータを指名し、大企業の技術ニーズを踏まえた中核企業候補に対する幅広い技術情報の提供、公設試に対する機能強化や広域連携の促進に向けたアドバイス、公設試職員等の人材育成等を行った。

(2) また、地域の基幹産業である農林水産業と商工業が連携し、お互いの強みを活かして新たな事業に取り組む「農商工連携」の促進に取り組んだ。食品加工産業・流通事業者等との連携も含め、海外市場も視野に入れた取組を広げていくことが重要である。

(3) 東日本大震災に係る対応

東日本大震災の被災地、とりわけ原発事故により甚大な被害を受けた福島県に対して、関係省庁と連携し、復旧・復興に向けた支援施策を展開した。

地域経済産業グループでは、企業立地支援、風評被害対策、被災企業への個別訪問などのほか、被災12市町村については商業施設整備や産業団地整備等に対する支援を行った。

2. 主要地域経済産業施策

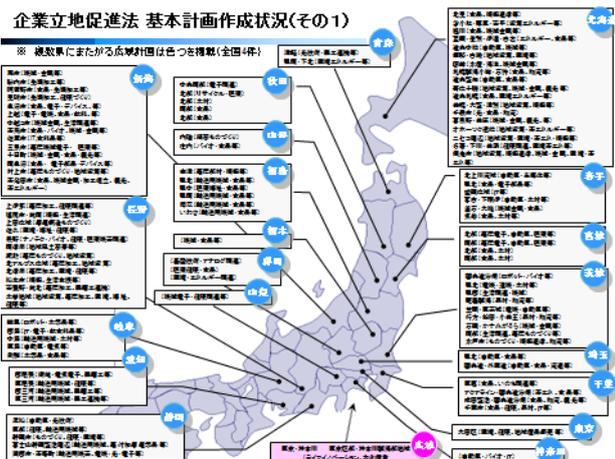
2. 1. 産業集積の形成促進

(1) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」

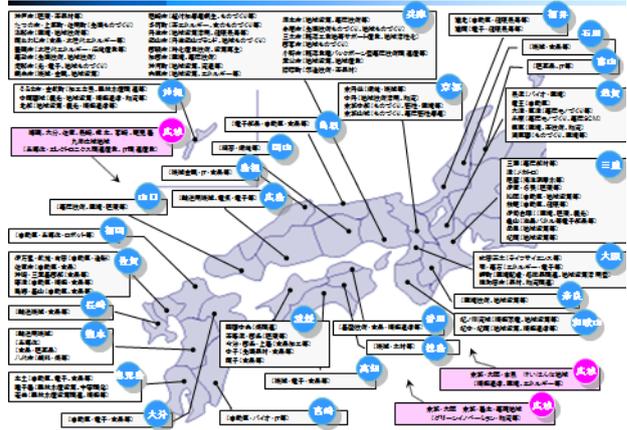
(ア) 経緯

企業立地等の産業集積により、地域産業活性化を図るため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」が2007年6月に施行された。

同法に基づき、地域は、市町村と都道府県、地元商工団体、大学その他研究機関等による「地域産業活性化協議会」を組織し、作成した基本計画について国の同意を求めることができる。2008年8月には同法の改正法も施行。農林水産関連産業に対する支援策を追加・充実させた。2015年度3月末時点で195件の同意基本計画がある。



企業立地促進法 基本計画作成状況(その2)



図：企業立地促進法基本計画状況（2016年3月）

(イ) 概要

企業立地促進法では、各自治体が作成する基本計画のもと、広域連携関係者の強い合意による「地域が主体的に行う意欲的な取組」を支援することで国際的にも競争力のある企業立地環境の整備や多様な産業集積を全国的に形成することを目標としている。

具体的には、5年間で5%の付加価値額の向上等を目指している。

(ウ) 活動状況

地域がそれぞれの強みを活かした企業立地環境を整備する取組に対し、以下の諸施策を講じた。

(A) 地域新成長産業創出促進事業費補助金（戦略産業支援のための基盤整備事業）、電源地域産業関連施設等整備費補助金

貸工場・貸事業場、試作機器等の整備事業に対する支援を行う。2015年度は、14件（地域新成長産業創出促進事業費補助金（戦略産業支援のための基盤整備事業）7件、電源地域産業関連施設等整備費補助金7件）の取組に対して補助を実施した。

(2) 地域イノベーションの促進

(ア) 経緯

科学技術研究調査(2012年12月総務省公表)において、大学等の研究が強化される中、非営利団体・公的機関の研究の低迷が明らかとなり、地域における中核的な公設試験研究機関(公設試)の設備整備等を通じて地域企業の研究開発等を支援し、地域イノベーションを促進する必要が生

じていた。

(イ) 概要

2014 年度補正予算において「地域オープンイノベーション促進事業」として、地域のものづくり企業の研究開発を支え、新分野への進出を促す観点から、戦略分野における地域ブロック間の広域連携促進のため公設試の設備整備についての補助や、地域の中堅・中小企業が新事業を展開する際の実現可能性調査支援、企業連携体が新事業展開に取り組むための支援及び地域の関係者が集い地域資源を組み合わせたストーリーづくりを支援するネットワーク形成支援を行った。

(3) ビジネス・インキュベータ (B I ・新事業支援施設)

(ア) 経緯

地域における内発的な経済発展を促進し、もって我が国経済の活性化を実現するためには、既存技術の更なる高度化を図るとともに、埋もれている技術シーズや新たな発想による新規事業の創出を促進していくことが重要との認識の下、1999 年の新事業創出促進法の制定以来、創業支援や新事業創出促進等を目的とした新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ (B I)) の量的拡大に取り組んだ結果、公的機関によるビジネス・インキュベータは全国で約 450 施設 (2011 年 3 月末 経済産業省調べ) が整備されている。

(イ) 概要

ビジネス・インキュベータとは、新たな発想や技術シーズを活用した新事業の創出から、事業運営の安定化までの一連の流れを包括的に支援する機能を有した新事業支援施設であり、創業間もない企業等に対し、不足するリソース (低賃料スペースやソフト支援サービス等) を提供し、その成長を促進させることを目的に、国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等の公的機関や民間企業等によって整備・運営されている。ビジネス・インキュベータには、入居者の様々なサポートを行う専門の支援人材(インキュベーション・マネジャー: I M) が配置されている場合も多く、事業経験の乏しい新規事業者に対し、技術開発、経営、マーケティングその他の起業全般に係る諸問題に対し自ら対応するとともに、外部の専門家等につなぐことで高度かつ専門的課題にも対応している。

(ウ) 施策

独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備・運営するビジネス・インキュベータにおいて、入居者等に対する新事業展開のための総合的なサポートを行うとともに、ソフト支援機能の質的向上を図るため、他の B I、I M、支援機関、大学等との連携による支援ネットワークの構築を進めている。

(4) 工業用地・工業用水道の整備促進

(ア) 経緯

(A) 地下水取水規制と工業用水

1950年代前半に大都市臨海部の工業地帯において、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下及び地下水の塩水化等が顕著となった。この解決には、水使用合理化はもちろんのこと、地下水の取水を規制し、地下水から強制的に転換するための代替水の供給が必要となってくる。このことから1956年に工業における地下水の取水規制を目的とした「工業用水法」を制定し、代替水源である工業用水道の整備のための地盤沈下防止対策事業として、工業用水道事業費補助制度が創設された。以来、「工業用水法」指定地域における地下水位の回復、地盤沈下の沈静化等、かつて深刻な問題地域であった既成工業地帯の地下水障害の問題解決において、工業用水道の整備はその中心的役割を果たしている。

(B) 産業基盤整備の一環としての工業用水道

我が国の均衡ある国土開発に向け、道路及び港湾等と並んで工業用水道が重要な産業インフラであるとの観点から、豊富低廉な工業用水を供給するため、1958年に「工業用水道事業法」を制定した。以来、工業用水道の整備は、均衡ある国土開発及び工業の再配置などの一翼を担うとともに、先行的整備により地下水への安易な依存を防止し、地盤沈下の未然防止の役割を果たしてきた。

(イ) 概要

「工業用水道事業法」における工業とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水(水力発電用、飲用を除く)のことを工業用水という。工業用水道は、導管により工業用水を供給する施設をいい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を工業用水道事業という。

(ウ) 現状

(A) 工業用水の需要

2014年現在、工業用水の需要は、使用水量が125.0百万m³/日、補給水量（新たに工業用水道、地下水、河川水等から補給する水量）が26.4百万m³/日となっている。また、取水量ベース（2012年現在）で日本の水需要の約14%を占めている。

表：日本の水使用比率(2012年)

農業用水	生活用水	工業用水
67%	19%	14%

出所：平成27年版 日本の水資源の現況 国土交通省

(B) 工業用水の回収率

回収率（工業用水使用水量に対する回収水量の割合）は、1965年には36.3%であったが、その後の水使用合理化等の進展により2014年には78.9%まで上昇している。

(C) 工業用水の水源

工業用水の淡水補給水量の水源別構成比は2014年現在、工業用水道が42.4%と最大の水源となっており、その他淡水が26.0%、地下水が24.7%、上水道が6.9%となっている。

(D) 主な工業用水使用業種

使用水量の多い業種は、化学工業、鉄鋼業、パルプ・紙・紙加工品製造業となっており、補給水量では、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、鉄鋼業の順になっている。なお、回収率の高い業種は、2014年現在、鉄鋼業（90.5%）、輸送用機械器具製造業（90.7%）で、全体で90%程度の水を循環して使用している。

(E) 工業用水道事業の整備状況

2016年3月末現在、工業用水道事業の事業体数は151であり、うち、地方公共団体（企業団を含む）が事業主体になっているものが150とその大半を占めている。また、工業用水道事業数は244であり、2016年3月末現在、うち、約54%に当たる131事業が国庫補助金（産炭地域補助を除く）を受けて建設された事業である。

2015年現在、工業用水道事業の給水能力は、全国で21.5百万m³/日であり、都道府県別では、山口県（全国の給水能力に占める割合8.3%）、愛知県（同7.7%）、静岡県（同6.9%）、福島県（同6.0%）及び茨城県（同5.6%）が上位を占めている。

(エ) 工業用水道事業費の補助制度

(A) 工業用水道事業費補助

地盤沈下防止による国土保全を図るとともに、地域経済

の活性化を図るための産業基盤整備のため、工業用水の確保が必要な地域における工業用水道の建設であって、一定水準以下の料金では工業用水を供給し得ない事業や安定給水確保のための老朽化施設の改築、さらに、I C産業等足早な企業立地に対応した小規模工業用水道の建設に対し補助を行っている。2015年度は、新規1事業、継続21事業に対し補助を行った。

(B) 水資源機構事業費補助

水源を独立行政法人水資源機構が建設を行っているダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、ダム等の建設・改築費用のうち、工業用水道事業者の水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している。2015年度は、継続4事業に対し補助を行った。

(オ) 沖縄振興公共投資交付金制度

(A) 沖縄振興公共投資交付金（工業用水道に関する事業）

沖縄振興公共投資交付金の理念に基づき、地盤沈下の防止と産業基盤整備の促進を図り、工業の健全な発達に寄与することを目的として、沖縄県が事業主体となって実施する工業用水道布設事業について、交付金を交付した。

(カ) 工業用水道政策小委員会の開催

2015年6月に産業構造審議会地域経済産業分科会第6回工業用水道政策小委員会を開催し、第5回小委員会（2014年5月開催）において検討した「今後の政策展開」の対応状況について報告し、審議を行った。

(5) 工場立地法の制度見直し

(ア) 概要

工場の立地の段階から工場と周辺地域の生活環境との調和を図ることにより、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的として、1973年に「工場立地の調査等に関する法律」が改正され、一定規模以上の特定工場に対して一定の緑地面積及び生産施設面積を義務付けるなどの規定が追加された「工場立地法」が制定された。

(イ) 2015年度の制度見直し

生産施設面積率が上限となっていない業種について、複数の業界から同面積率に係る規制緩和の要望を受け、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会を2015年3月に開催し、工場立地法における生産施設面積率について検討を行った。

その検討結果を踏まえ、2015年5月25日に工場立地に関する準則（告示）を改正し、9業種について同面積率を65%に緩和することとした。

2. 2. 地域資源を活用した地域活性化

(1) 農商工連携の促進・植物工場の普及拡大等

多くの地域にとって基幹産業である農林水産業の成長を図っていくために、経済産業省としては、商工業者が有する先進的な技術、経営ノウハウ（販路開拓、マーケティング等）を農林水産業において活用する農商工連携を促進している。

予算事業としては、2015年度予算事業「グローバル農商工連携推進事業」において、農業の成長産業化、特に農林水産物・食品の域外需要獲得の促進に向け、農商工連携を通じ、先端技術を活用したグローバルな農業生産・加工・流通・販売システムの構築実証及び海外展開を目指す植物工場等の先端生産システムの国内実証に要する経費の一部を補助することにより、農林水産物・食品や生産システムの域外市場シェアの拡大と次世代農業ビジネスモデルの普及を進めた。

(2) 沖縄振興対策

(ア) 概要

沖縄では、1972年の本土復帰以降、「沖縄振興開発特別措置法」の制定と3次にわたる沖縄振興開発計画等によって、主に道路等の公共分野の振興開発が先行して実施されてきた。その結果、インフラ整備等については一定の成果が見られた。しかしながら、沖縄が持続的な発展を遂げていくには、活力ある民間主導の自立型経済の構築が重要である。沖縄本土復帰30周年に当たる2002年度には、沖縄の特性を活かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等新たな分野を加えた、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいべき「沖縄振興特別措置法」が制定された。

(イ) 「沖縄振興特別措置法」

沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、2014年3月には「沖縄振興特別措置法」の課税特例に関して所要の措置を講ずる改正がなされた。

(2014年4月1日施行) 具体的には、次のような施策を

講じた。

(A) 経済金融活性化特別地区の創設（金融業務特別地区の抜本的見直し）

- ・内閣総理大臣が、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄県内の一の地域を指定。

- ・沖縄県知事が「経済金融活性化計画」を策定し、沖縄の経済金融の活性化を図るため集積を促進しようとする産業（課税特例の対象業種）を設定。内閣総理大臣が、計画を認定。

- ・沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者（特区の指定日以後の区域内で設立され、対象産業を営むこと等に該当する法人）を認定。

- ・その他の課税の特例措置（投資税額控除、エンジェル控除等）、地方税の課税免除に伴う措置等を規定。

(B) 情報通信産業振興地域等に係る特例措置の変更（地域指定権限・事業認定権限を沖縄県知事へ移譲）

- ・沖縄県知事が情報通信産業振興計画及び国際物流拠点産業集積計画を策定して、情報通信産業振興地域等を指定（従来は国が指定）。

- ・沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者を認定（従来は国が認定）。

(C) 航空機燃料税の軽減措置の拡充

- ・航空機燃料税の軽減措置の適用対象に、沖縄と沖縄以外の本邦地域との間を航行する航空機に加えて、沖縄県内の区域内の各地間を航行する航空機を追加。

2. 3. 福島・被災地の復興

(1) 福島県における産業復興支援

(ア) 概要

東日本大震災に伴う地震、津波による被害のみならず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害により甚大な被害を受けた福島県の産業復興のため、2015年度予算による企業立地支援や風評被害対策等、事業・なりわい再建支援に向けた「福島相双復興官民合同チーム」の創設等を実施した。

(イ) 2015年度の具体的な取り組み

(A) 予算措置

東日本大震災からの復興のため、以下の事業を実施した。

(a) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金
東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害によ

り甚大な被害を受けた地域を対象に、企業立地促進による雇用の創出を通じた地域経済の活性化を図るため、2015年度当初予算において津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の追加措置を行った。

また、商業機能の回復を図るため、自治体等による商業施設整備を支援した。

(b) 福島産業復興企業立地支援事業

福島県内の早急な地域経済の復興・再生に寄与することを目的に、①福島県内に立地する企業の設備の新增設に対する補助、②工業団地分譲を促進する利子補給を実施した。

(c) 放射線量測定拠点等整備事業

工業製品等の風評被害対策として、工業製品等の放射線量測定等に関する指導・助言を行う専門家チームを派遣する事業を実施した。

(d) 福島再生加速化交付金(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業、原子力災害被災地域事業所整備等支援事業)

復興庁一括計上予算である「福島再生加速化交付金」の事業メニューのうち、被災12市町村が行う産業団地及び貸事業所の整備等に対する支援について、経済産業省が復興庁とともに事業を実施した。

(B) その他の政策措置

(a) 福島相双復興官民合同チームの創設

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(改訂)に基づき、被災された方々の置かれている状況に寄り添った支援を実施し、事業・生業の再建を可能とするため、2015年8月に国・県・民間からなる福島相双復興官民合同チームを創設した。約8,000の被災事業者を対象に、訪問・支援を実施し、事業者訪問の結果を踏まえ、被災事業者の自立支援策を策定した。

(b) 風評払拭のための取組

経済産業省内で福島県産品の販売等を行う「福島産業復興フェア」を開催するとともに、国際会議や展示会等を活用して福島県産品等のPRを実施した。

(c) 福島県への企業立地促進プロジェクト

帰還する住民の「働く場」を確保するため、2015年3月に、「福島県への企業立地促進プロジェクト」を立ち上げた。経済産業省の業所管課を通じ、所管企業、団体に対して、福島県の復興状況等の立地環境や立地支援策等を紹介するとともに、避難指示区域等をはじめとした福島県へ

の立地の働きかけを実施した。

(ウ) 福島復興推進グループの創設

経済産業省として、福島第一原発の事故収束というオンサイト対策と、福島復興・再生というオフサイト対策を総合的に推進する体制を強化するため、大臣官房に福島復興推進グループを設置した。

(2) 東日本大震災被災地における産業復興支援施策

(ア) 概要

福島県における産業復興支援のほか、東日本大震災の被災地域の復興を促進するため、以下の取組を実施した。

(イ) 支援施策と活動状況

(A) 予算措置

(a) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(再掲)

(b) 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金

原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域(茨城県、栃木県、宮城県)における企業立地の円滑な推進、雇用の創出を目的に、2012年度当初予算において企業立地補助金を創設し、2015年度も引き続き支援事業を実施した。

(c) 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業

原子力災害、津波浸水被害により震災以前の取引関係に大きな影響が生じた被災地産品の販路開拓支援に対する補助を実施した。2015年度は、当初予算において2億円を計上し、16件の取組に対し補助を行った。

2. 4. 地方産業競争力協議会

(1) 経緯

2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全国各地の地域に根ざした「生の声」を反映していくため、地域ブロックごとに、地域を支える企業の経営者等をメンバーとする「地方産業競争力協議会(仮称)」を設置する。同協議会においては、「地域ごとの戦略産業を特定し、地域に眠る資源の掘り起こし、地域に必要な産業人材の育成に係る戦略等を定め、本戦略の地域における展開状況と併せて、定期的にフォローアップする」ことが盛り込まれた。

この決定を受け、同年10～11月にかけて、北海道、東北、

関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄の9つの地域ブロックで、地方自治体を中心に地方産業競争力協議会が設置された。

同時に、各地方産業競争力協議会を政府一丸となってサポートする観点から、地域の戦略の検討及びその後の実行に向けての関係府省の取組状況を把握し、必要に応じて関係者間の調整を行うため、内閣官房副長官補を議長、内閣官房日本経済再生総合事務局次長及び経済産業省地域経済産業審議官を副議長とする地方産業競争力協議会連絡会議が同年9月に設けられた。

(2) 概要

協議会設置後は、各地域ブロックにおいて議論が積み重ねられ、2014年4月までに、全ての協議会で地方版成長戦略が策定された。

<各戦略の概要>

○各戦略共通の戦略産業

- ・イノベーションを創造するものづくり産業

中堅・中小企業の集積を活かして生産技術を高度化し、グローバル競争に勝ち抜く。

- ・地域資源を活かした観光産業

ブランド力強化により誘客を促進し、交流人口を増大させ、地域全体への経済波及効果を創出する。

- ・成長産業としての食・農林水産業

高品質な商品開発などにより競争力の高い農林水産業を確立し、農山漁村を活性化。

- ・新たな市場を切り拓く医療・ヘルスケア産業

高度な技術開発の成果を社会に還元し、地域経済の持続的発展に貢献する。

○これら戦略産業の競争力を強化するためには、中小企業・小規模事業者支援、人材育成、交通・物流等の産業インフラ整備が必要。

○各地方では取組を進めるうえで、更なる規制緩和や税・財政面での支援が必要不可欠。

○国・地方一体となって産業競争力強化に向けて取り組むべき。

各地域において、戦略に盛り込まれた各種事業が実施されたほか、各地域の協議会又は事務レベルの会合において、戦略の進捗状況の確認等、フォローアップが行われた。

2. 5. 地域経済分析システム (RESAS)

自治体の政策立案支援を強化するため、地域経済に関わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化」する「地域経済分析システム (RESAS)」を開発し、2015年4月21日に提供を開始した。

また、3回のデータ追加により、2016年3月までに稼ぐ力分析、外国人訪問分析、地域経済循環図を始めとする53のデータを整備するなどシステムを拡充した。